

議事日程第1号

令和2年6月12日(金)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 永年勤続者の表彰状伝達

全国市議会議長会

(議員45年以上) 佐藤 巳次郎 君

(議員25年以上) 笹川 圭光 君

(議員10年以上) 米谷 勝 君

第4 議案上程(議案第44号から第66号まで及び報告第2号から第5号まで)

提案理由の説明(市長)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 中田 謙三	2番 笹川 圭光	3番 畠山 富勝
4番 伊藤 宗就	5番 鈴木 元章	6番 佐々木 克広
7番 船木 正博	8番 佐藤 巳次郎	9番 小松 穂積
10番 佐藤 誠	11番 中田 敏彦	12番 進藤 優子
13番 船橋 金弘	14番 米谷 勝	15番 三浦 利通
16番 安田 健次郎	17番 古仲 清尚	18番 吉田 清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局 長	岩谷 一徳
副事務局 長	清水 幸子
局長 補佐	三浦 大作

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	船 木 道 晴
教 育 長	栗 森 貢	監 査 委 員	鈴 木 誠
総務企画部長	佐 藤 透	市民福祉部長	山 田 政 信
観光文化スポーツ部長	小 玉 博 文	産業建設部長	柏 崎 潤 一
企 業 局 長	八 端 隆 公	総 務 課 長	鈴 木 健
企画政策課長	伊 藤 徹	財 政 課 長	佐 藤 静 代
病院事務局長	田 村 力	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教育総務課長	太 田 穰	学 校 教 育 課 長	加 賀 谷 正 人
選管事務局長	(総務課長併任)		

午前10時00分 開 会

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。これより、令和2年6月定例会を開会いたします。

当局より例月現金出納検査結果報告書及び男鹿市財政報告書の送付がありましたので、ご配付いたしております。

なお、諸般の報告は朗読を省略いたします。

○議長（吉田清孝君） ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

12番進藤優子さん、13番船橋金弘君を指名いたします。

日程第3 永年勤続者の表彰状伝達

○議長（吉田清孝君） 日程第3、永年勤続者の表彰状伝達を行います。

第96回全国市議会議長会定期総会において、佐藤巳次郎君が議員在職45年以上、笹川圭光君が議員在職25年以上の特別表彰を、また、米谷勝君が議員在職10年以上の永年勤続者として表彰されております。

これより伝達を行いますので、演壇の前にお進み願います。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 02 分 休 憩

午前 10 時 05 分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 4 議案第 44 号から第 66 号まで及び報告第 2 号から第 5 号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第 4、議案第 44 号から第 66 号まで及び報告第 2 号から第 5 号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 44 号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 45 号 令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

議案第 46 号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例について

議案第 47 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 48 号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について

議案第 49 号 男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

議案第 50 号 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 51 号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 52 号 男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 53 号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 54 号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 55 号 男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第 5 6 号 男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 7 号 男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 8 号 男鹿市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 9 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 6 0 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 6 1 号 財産の取得について
- 議案第 6 2 号 市道の廃止について
- 議案第 6 3 号 市道の認定について
- 議案第 6 4 号 令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 6 5 号 令和 2 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 6 号 令和 2 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 報告第 2 号 令和元年度男鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和元年度男鹿市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 4 号 令和元年度株式会社おが地域振興公社の決算について
- 報告第 5 号 令和 2 年度株式会社おが地域振興公社の事業計画について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和 2 年 6 月定例会を招集し、諸議案のご審議をお願いするものでありますが、先ほど全国市議会議長会から、議員在職 4 5 年以上として佐藤巳次郎議員が、議員在職 2 5 年以上として笹川圭光議員が永年勤続特別表彰を受けられました。

また、議員在職 1 0 年以上として米谷勝議員が永年勤続表彰を受けられました。

表彰を受けられました佐藤議員、笹川議員及び米谷議員には、長い間本市の発展にご尽力を賜りました。そのご功績に対し、深く敬意を表するものであります。

今後ともご自愛くださいまして、市政の発展に一層のご貢献を賜りますようお願い申し上げます。

次に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

政府対策本部が新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため発令していた緊急事態宣言は、先月14日に新規報告者数の減少や、新型コロナウイルスに係る重症者数も減少傾向にあることなどから、緊急事態措置を実施すべき区域を変更し、本県を含む39県が解除されました。その後、政府対策本部は、同月25日に新型コロナウイルス感染症の感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断したところ、すべての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態解除宣言をいたしました。

これを受けて、本市では、同法に基づく対策本部を廃止しましたが、感染症のリスクが回避されていないことや経済対策等について、これまでと同様に対応するため、引き続き、任意設置である男鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。

外出の自粛、イベント・行事の開催等については、政府の基本的対処方針及び県の指針に沿い、今月1日より段階的に緩和し、社会経済の活動レベルを引き上げる指針を定めております。

市民の皆様には、「密閉」「密集」「密接」の3密の回避や、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」を初めとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図るため、広報おが、市ホームページ、防災行政無線、チラシの配布などにより周知しているところであります。

さらに、事業者の皆様には、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促すなど、感染拡大防止に努めてまいります。

今後も、国・県等関係機関との緊密な情報連携により、地域の感染状況に応じた必要な措置を講じるなど、感染症対策に万全を期してまいります。

次に、特別定額給付金事業についてであります。

給付金の給付については、現在までに25億8,800万円、97.2パーセントの

給付が完了しております。受付期間は、郵送申し込み方式の申請受付開始日から3カ月であることから、本年8月11日までとなっております。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

本年4月分の児童手当を市から受給する一般支給対象者については、先月20日に給付についてのお知らせを発送しており、辞退届のなかったすべての方について、昨日までに振り込みを終えております。

また、申請が必要な公務員支給対象者についても、先月25日から受付を開始しており、今月25日以降10月末までに随時振り込んでいくこととしております。

次に、緊急宿泊支援事業についてであります。

今月1日より助成対象を県民に拡大して実施しておりましたが、市民の皆様の応援により今月9日をもって予定数に達したため、宿泊予約の受付を終了しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金についてであります。

この制度は、本市の主要産業である観光産業及び飲食店など、特に大きな影響を受けている市内事業者に対して、1事業者当たり20万円を支給するものでありますが、今月10日現在で186件の申請となっております。

次に、男鹿市プレミアム付商品券補助事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている市内飲食店・小売店舗等に対する経済対策として、市内で使用できるプレミアム付商品券を7月中旬に発行できるよう準備を進めており、各種サービス業、建設業など幅広い業種において利用していただくため、商工会と連携して取扱加盟店の確保に努めているところであります。

次に、観光の状況についてであります。

コロナ禍の影響を受け、4月、5月における観光客日帰り入り込み数は、4月が3万8,656人、5月が6万7,955人で、去年同期と比較して4月が79.3パーセントの減、5月が79.7パーセントの減となっております。宿泊客数は、4月が1,309人、5月が952人で、去年同期と比較して4月が84.6パーセントの減、5月が93.6パーセントの減となっております。

次に、オガーレの状況についてであります。

本年3月末現在のレジ通過者数は累計で約21万1,000人、総売上げでは約3

億3,460万円と伺っており、令和元年度の目標に対してレジ通過者数は約111パーセント、売上げでは91パーセントの達成率でありました。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和元年度は総額約5億2,400万円の寄附があり、前年比約8.6倍と大幅に増加いたしました。

本年度は5月末現在、2,983件の申し込みで、総額5,417万1,000円となっております。これは、前年同月と比較すると約2.4倍となっております。増加の主な要因は、昨年度に引き続き返礼品種拡大の取組の効果があらわれてきたものととらえております。

次に、雇用情勢についてであります。

4月末現在の秋田県の有効求人倍率は、1.34倍となっております。

ハローワーク男鹿管内の有効求人倍率は、1.07倍となっており、昨年同期と同じ倍率となっております。

次に、農業の状況についてであります。

産地主導による令和2年産米の生産調整については、男鹿市農業再生協議会の水田フル活用ビジョンに基づき取り組んでおりますが、JA秋田なまはげでは、需要に応じた加工用米や重点作物と位置付けた大豆などの作付けを推進し、農業所得の確保に努めているところであります。

また、経営所得安定対策等については、男鹿市農業再生協議会が今月30日まで、対象農家330戸の交付申請書を取りまとめているところであります。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、本年1月から4月までの漁獲量は718トン、漁獲金額は2億1,027万円で、昨年同期と比較し、漁獲量で84トン、10パーセントの減、漁獲金額では6,299万円、23パーセントの減であり、主な漁獲魚種はタラ類、カニ類、カレイ類となっております。

次に、道路の整備状況についてであります。

国道101号生鼻崎トンネルの災害復旧工事については、洞門工のほか、背面盛土の施工、舗装工及び照明工に着手すると伺っております。

また、浜間口バイパス工事については、橋台工事のほか、仮橋工に着手すると伺っ

ております。

県道男鹿半島線門前工区の道路改良工事については、盛土工のほか、擁壁工に着手すると伺っております。

県道入道崎寒風山線丸森工区及び延命寺台工区の道路改良工事については、改良工事のほか、のり面工に着手すると伺っております。

市道関係では、社会資本整備総合交付金事業については、若美地区の申川鶴木線道路改良工事と船越地区の船越脇本線道路舗装修繕工事の発注手続を進めております。

その他の事業についても、順次計画的な発注に努めてまいります。

次に、先月29日に出納閉鎖をいたしました令和元年度の一般会計決算の概要についてであります。

歳入総額は158億5,069万円、歳出総額は154億5,776万円となり、このうち繰越明許費に係る繰越財源を除いた実質収支では3億9,157万円の黒字決算となっております。

次に、令和元年度の男鹿みなと市民病院事業会計決算の概要についてであります。

令和元年度においては、医業収益の増加があったものの、医業費用の増加や一般会計からの繰入金の減少などにより、経常収支がマイナス4,107万7,000円となりましたが、特別利益として5,600万円が繰入れされたことから1,492万3,000円の純利益となる見込みであります。

また、資金不足額は、前年度と比較し2,536万6,000円改善し、578万9,000円となる見込みであります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第44号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況におかれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第45号令和2年度男鹿市一般会計補正予算第3号の専決処分については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への支援及び感染症拡大予防に係る予算措置について専決処分したもので、その承認を求めるものであります。

す。

次に、議案第46号男鹿市市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例などの税制上の措置を講ずるものであります。

次に、議案第47号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免について必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第48号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例については、男鹿市地域公共交通網形成計画に基づき、市内バス路線の再編を実施するものであります。

次に、議案第49号男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定については、地方自治法の一部改正に伴い、市長等の市に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免責する基準を定めるものであります。

次に、議案第50号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第51号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免について必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第52号男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第53号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、国の基準の一部改正に準じて家庭的保育事業者等の最低基準を改めるものであります。

次に、議案第54号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、国の基準の一部改正に準じて特定地域型保育事業の運営基準を改めるものであります。

次に、議案第55号男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例については、国の基準の一部改正に準じて、放課後児童支援員の要件を改めるものであります。

次に、議案第56号及び議案第58号の各公営企業設置条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、条文を整理するものであります。

次に、議案第57号男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例については、男鹿市単独市営住宅3号棟の入居者再募集に当たり、住宅使用料の改正及び位置の錯誤を改めるものであります。

次に、議案第59号及び議案第60号の財産の無償譲渡については、市有財産の建物を地元町内会に無償譲渡するものであります。次に、議案第61号の財産の取得については、凍結防止剤散布車を更新するため、車両1台を取得するものであります。

次に、議案第62号及び議案第63号の市道の廃止、認定については、圃場整備等に伴うものであります。

次に、議案第64号令和2年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）については、道路メンテナンス事業費、交通整備事業費、戸籍クラウド構築事業費、インバウンド受入態勢整備業務委託料、空き家等除却事業費などのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などを措置したもので、歳入歳出それぞれ4億560万円を追加するものであります。

次に、議案第65号令和2年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、傷病手当金、高額医療費共同事業負担金返還金などを措置したものであります。

次に、議案第66号令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）については、訪問看護事業の実施に伴い、費用を措置したものであります。

次に、報告第2号及び報告第3号の繰越計算書については、令和元年度の一般会計歳出予算及び下水道事業会計資本的支出予算のうち、本年度に繰り越した経費等について報告するものであります。

次に、報告第4号及び報告第5号の株式会社おが地域振興公社の決算、事業計画については、同公社の令和元年決算及び令和2年度事業計画について報告するものであります。

以上、提案理由についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認、

ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。6月15日は議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって6月15日は議事の都合により休会とし、6月16日午前10時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時33分 散 会